

【お問い合わせ先】

航空自衛隊入間基地 中部航空警戒管制団司令部防衛部

電 話：04－2953－6131 内線2330

担 当：松田、野田

メール：MATSUDAz1h@inet.aci.mod.go.jp

NODAp9j@inet.aci.mod.go.jp

※メール送付の際は、上記2つのメールアドレスへ送信願います。また、メール送信後は、電話で一報願います。

※問い合わせの対応は、平日0815～1700の間で行っております。

【メール問い合わせ内容】

例1：入間飛行場周辺空域(進入表面等)の範囲で、無人航空機を飛行させる場合の制限高度の確認

例2：入間基地の対象施設周辺地域で飛行させる場合の手続き

例3：入間管制圏内において高度150m以上で無人航空機を飛行させる場合

※入間基地の対象施設周辺地域は2ページ以降の地図、飛行場周辺空域の範囲の確認方法は最終ページの参考資料により確認願います。

※お問い合わせの際は、無人航空機に関する航空法及び小型無人機等飛行禁止法に基づく規制等の内容を事前にご確認の上、問い合わせ願います。

【メール記載事項】

①飛行場所の住所：(飛行場所・範囲がわかる地図を添付)

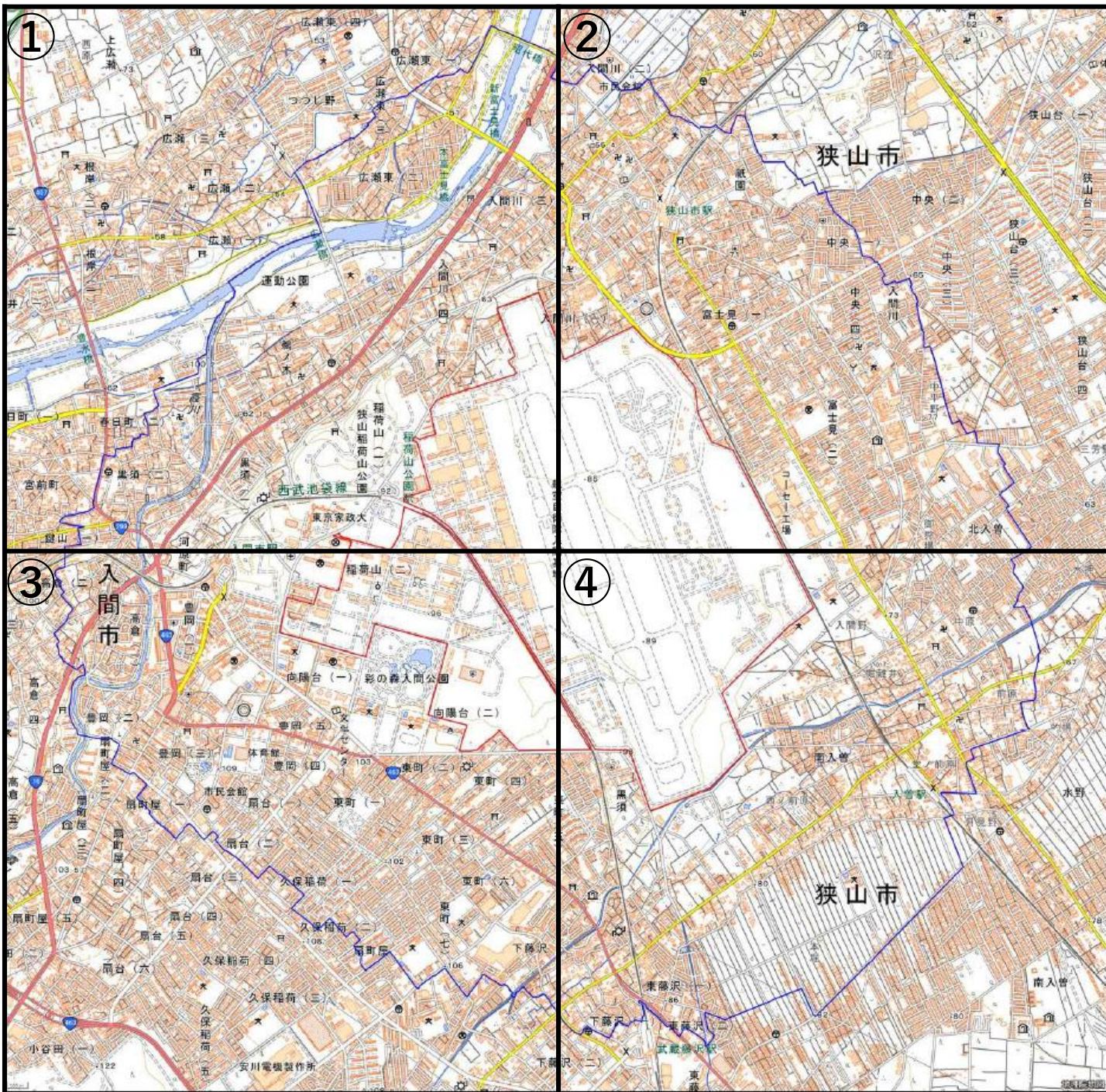
②最大対地高度：

③最大海拔高度：

上記内容により担当者から必要事項を通知します。

※内容確認のため回答まで数日を要する場合があります。

航空自衛隊入間基地周辺地域 (埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域にご不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域



航空自衛隊入間基地周辺地域 図①

(埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地)



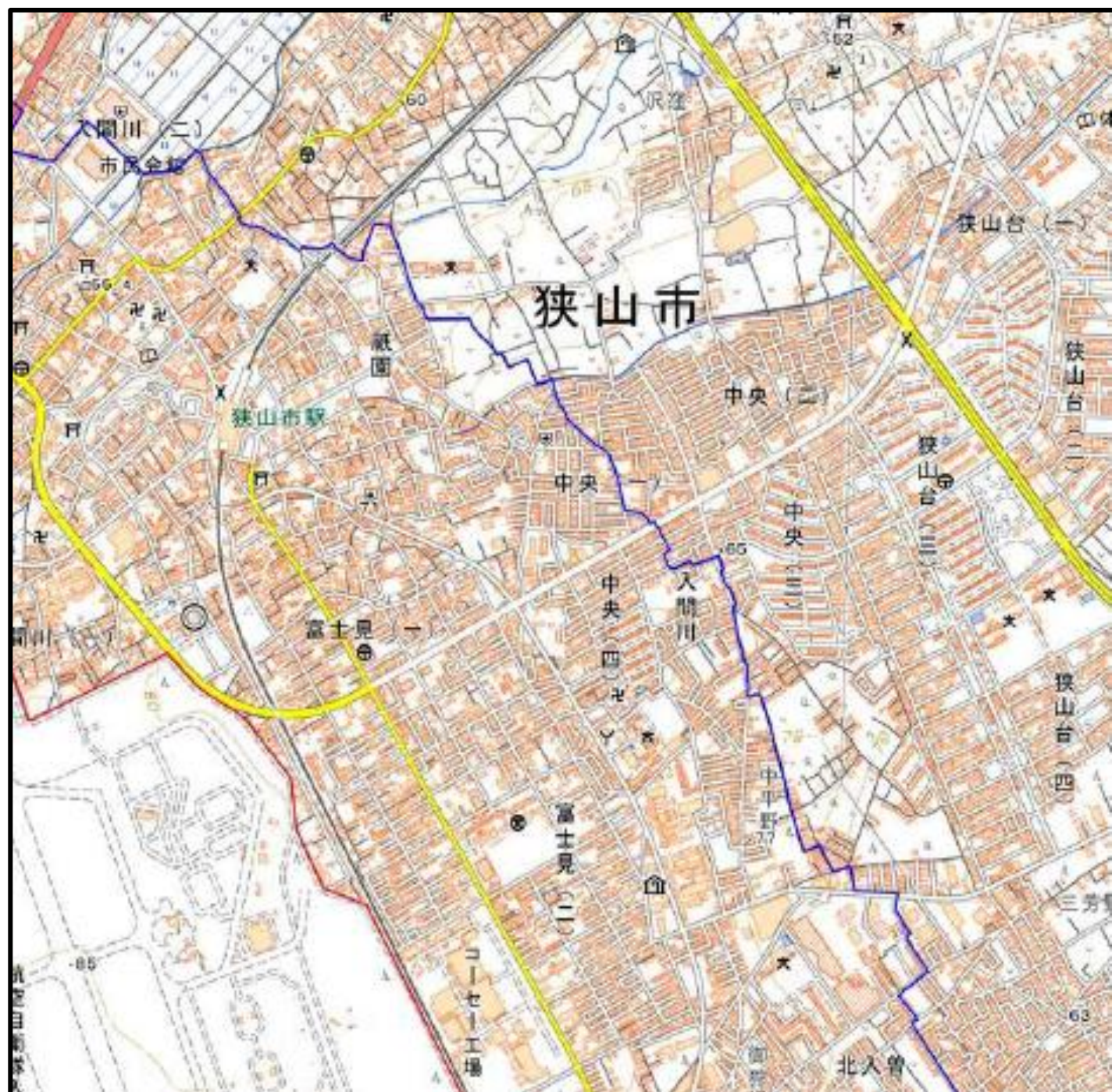
対象施設の区域



対象施設周辺地域

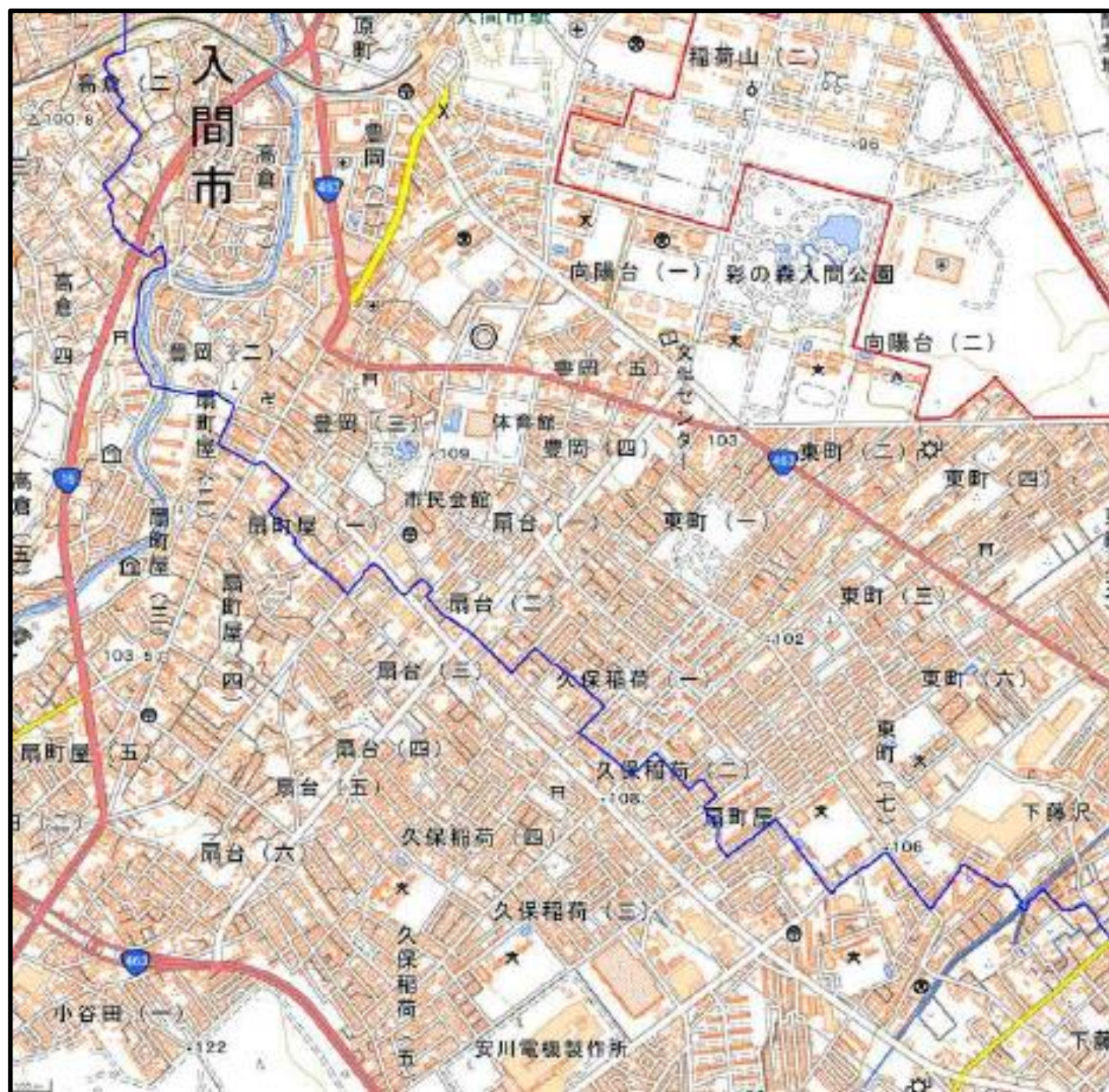


航空自衛隊入間基地周辺地域 図②
(埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地)



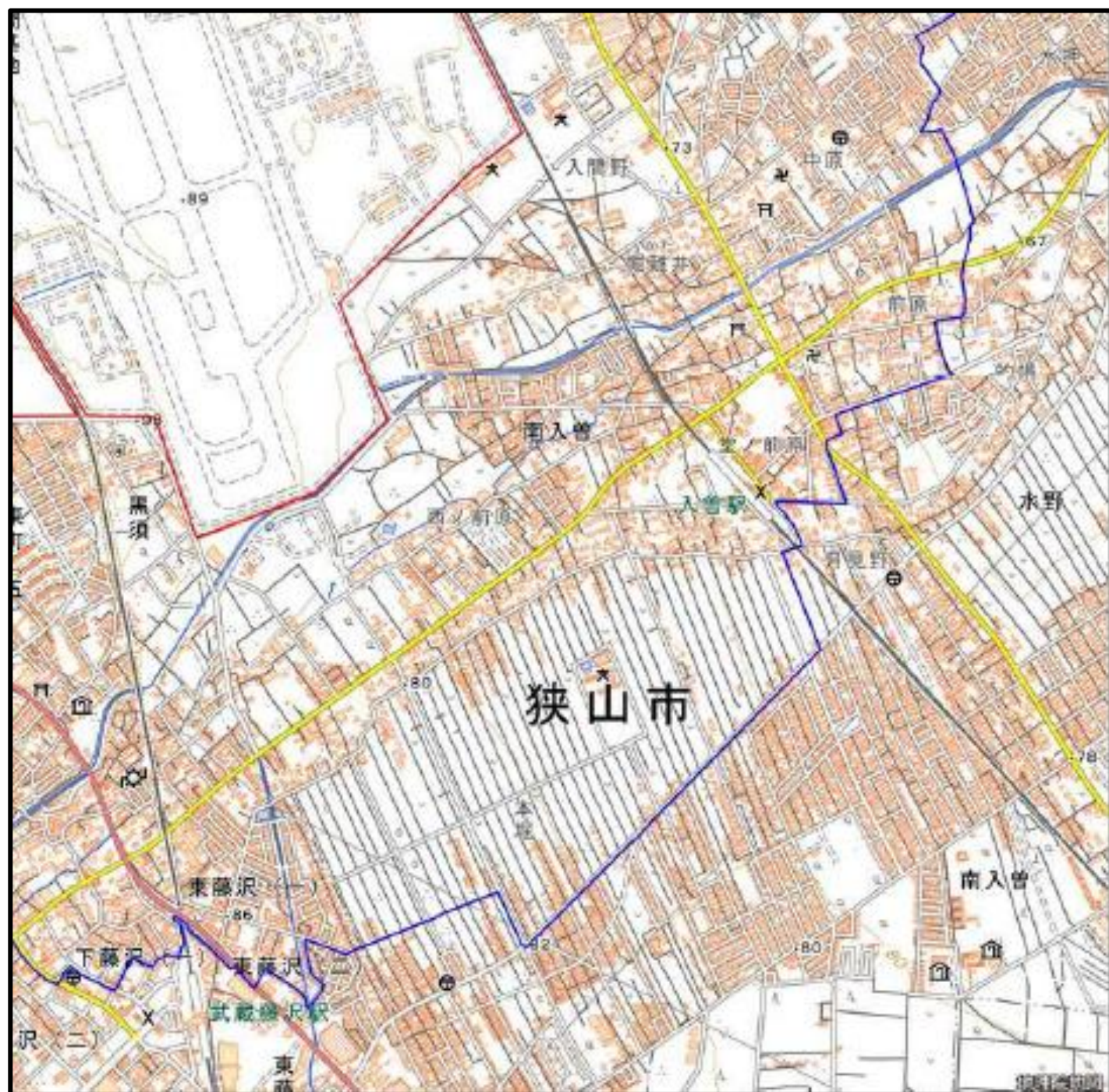
対象施設の区域 ————
対象施設周辺地域 ————

航空自衛隊入間基地周辺地域 図③
(埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地)



対象施設の区域 ————
対象施設周辺地域 ————

航空自衛隊入間基地周辺地域 図④
(埼玉県狭山市稲荷山 2 丁目 3 番地)



対象施設の区域



対象施設周辺地域



入間基地の敷地の上空において小型無人機等の飛行を行う場合の手続

飛行を行う 10 営業日前まで

飛行を行う 48 時間前まで

申請者（小型無人機等の飛行を行う全ての方）

① 同意の申請

② 同意又は不同意

対象防衛関係施設の管理者

③ 事前の通報

※対象防衛関係施設の管理者への通報については、不要となる場合がありますので、次ページをご確認ください。

対象防衛関係施設の管理者

③ 事前の通報

対象施設周辺地域を管轄する警察署

都道府県公安委員会

③ 事前の通報

※対象施設周辺地域に海域が含まれる場合にのみ必要です。

管区海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地

管区海上保安本部長

※災害その他緊急やむを得ない場合に限っては、小型無人機等の飛行を行う直前までに、対象防衛関係施設の管理者に口頭で通報することで足りることとしています。ただし、その場合であっても対象防衛関係施設の敷地又は区域の上空については、対象防衛関係施設の管理者から当該飛行に係る同意を通報に先立って得る必要があることに注意してください。

※具体的な通報の窓口となる対象防衛関係施設、警察署及び海上保安本部等については、防衛省、各都道府県警察及び国土交通省のホームページを参照してください。通報書は対象防衛関係施設、警察署又は海上保安本部等の窓口でも入手することが可能です。

対象防衛関係施設の管理者への同意の申請

小型無人機等の飛行を行うにあたり、対象防衛関係施設の管理者から同意を得る必要があります（同意を証する書面の交付を受ける必要があります。）

対象防衛関係施設の管理者及び都道府県公安委員会並びに管区海上保安本部長への事前の通報

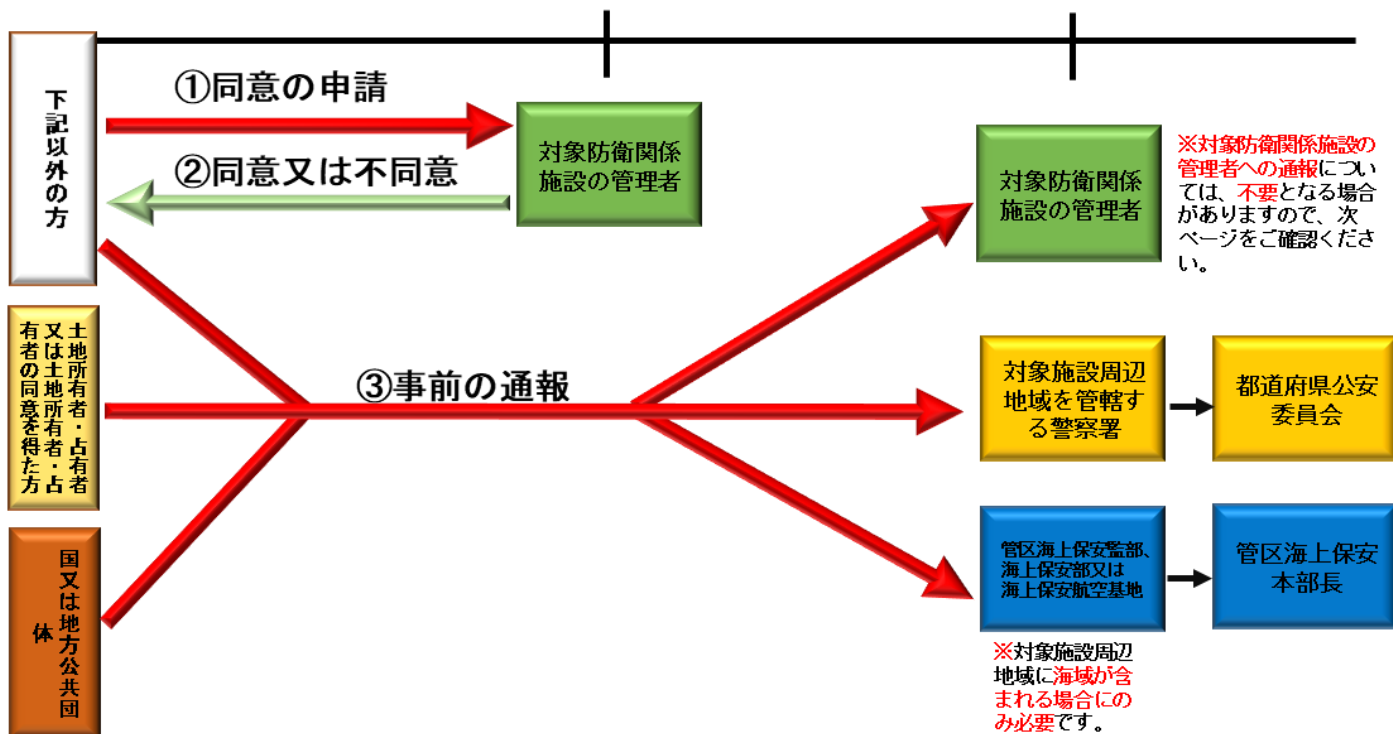
- 小型無人機等の飛行を行う 48 時間前までに、当該小型無人機等の飛行に係る対象防衛関係施設の管理者及び対象施設周辺地域を管轄する警察署並びに海上保安本部等（対象施設周辺地域に海域が含まれる場合に限る。）に、所定の様式の通報書を提出してください。
- この際、それぞれの通報書の提出先に実際に飛行させる小型無人機等を提示する必要があります。ただし、それが困難な場合には、当該小型無人機等の写真を提出することで足りります。

対象防衛関係施設の管理者から同意を得た方の通報

●対象防衛関係施設の管理者から同意を得た方が、同意を得るに当たって、以下の事項を対象防衛関係施設の管理者へ提出している場合には、対象防衛関係施設の管理者に対する通報に限り、不要となります。

- ① 小型無人機等の飛行を行う日時及び目的
- ② 小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域
- ③ 飛行させる者の氏名、生年月日、住所及び電話番号
- ④ 飛行させる者の勤務先の名称、所在地及び電話番号（勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）
- ⑤ 船舶の名称、船舶番号、国際海事機関船舶識別番号又は漁船登録番号、船種、船籍港及び総トン数並びに当該船舶との連絡手段（飛行させる者が船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）
- ⑥ 小型無人機等の飛行に係る機器の種類及び特徴（製造者、名称、製造番号、色、大きさ、積載物その他の特徴）

飛行を行う10営業日前まで 飛行を行う48時間前まで



※具体的な通報の窓口となる対象防衛関係施設、警察署及び海上保安本部等については、防衛省、各都道府県警察及び国土交通省のホームページを参照してください。通報書は対象防衛関係施設、警察署又は海上保安本部等の窓口でも入手することが可能です。

対象防衛関係施設の管理者への同意の申請

小型無人機等の飛行を行うにあたり、土地所有者・占有者又は土地所有者・占有者の同意を得た方又は国又は地方公共団体の業務で小型無人機等の飛行を行おうとする方以外は**対象防衛関係施設の管理者**から同意を得る必要があります（同意を証する書面の交付を受ける必要があります。）。

対象防衛関係施設の管理者及び都道府県公安委員会並びに管区海上保安本部長への事前の通報

- 小型無人機等の飛行を行う**48時間前まで**に、当該小型無人機等の飛行に係る**対象防衛関係施設の管理者及び対象施設周辺地域を管轄する警察署並びに海上保安本部等（対象施設周辺地域に海域が含まれる場合に限る。）**に、所定の様式の通報書を提出してください。
- この際、それぞれの**通報書の提出先に実際に飛行させる小型無人機等を提示する**必要があります。ただし、それが困難な場合には、**当該小型無人機等の写真を提出**することで足ります。
- 土地所有者・占有者の同意を得た方は、土地所有者・占有者の同意を証する書面の写しを提出する必要があります。
- 国又は地方公共団体の飛行のうち、国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う方は、これを証明する書面の写しを提出する必要があります。

対象防衛関係施設の管理者から同意を得た方の通報

- 対象防衛関係施設の管理者から同意を得た方が、同意を得るに当たって、以下の事項を対象防衛関係施設の管理者へ提出している場合には、**対象防衛関係施設の管理者に対する通報に限り、不要となります。**
- ①小型無人機等の飛行を行う日時及び目的
- ②小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域
- ③飛行させる者の氏名、生年月日、住所及び電話番号
- ④飛行させる者の勤務先の名称、所在地及び電話番号（勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）
- ⑤船舶の名称、船舶番号、国際海事機関船舶識別番号又は漁船登録番号、船種、船籍港及び総トン数並びに当該船舶との連絡手段（飛行させる者が船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合に限る。）
- ⑥小型無人機等の飛行に係る機器の種類及び特徴（製造者、名称、製造番号、色、大きさ、積載物その他の特徴）

(参考資料)

【地理院地図による入間基地の対象施設周辺地域及び飛行場周辺空域の確認方法】
インターネットの地理院地図にアクセスし、以下の順に選択してください。

①入間基地の対象施設周辺地域

→画面左上部の「地図」→「その他」→「他機関の情報」→「小型無人機等飛行禁止法に基づく対象施設周辺地域(警察庁)」→対象施設周辺地域(レッドゾーン＋イエローゾーン)

②入間基地の飛行場周辺空域（水平表面等）

画面左上部の「地図」→「その他」→「他機関の情報」→「空港等の周辺空域」

③入間管制圏

画面左上部の「地図」→「その他」→「他機関の情報」→「管制圏・情報圏」

※掲載時点の情報のため、変更される可能性があります。

※航空法に基づく飛行規制と、小型無人機等飛行禁止法に基づく対象施設周辺地域の規制は別の制度です。飛行に当たっては、両方の規制内容をご確認ください。